

## 聖隷クリストファー大学における研究活動の不正行為防止に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、聖隷クリストファー大学（介護福祉専門学校を含む。以下「本学」という。）における研究活動に関して、不正行為を防止し、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「研究費」とは次に掲げるものをいう。

(1) 本学の研究費

(2) 文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金

(3) その他、本学が研究機関としての機関管理を求められる研究助成金

2 この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を怠り、研究活動又はその成果の発表の過程において次の各号のいずれかに該当する行為（悪意のない誤り及び意見の相違によるものと見なされるものを除く）をいう。

(1) ねつ造 存在しないデータ、研究成果等を作成する行為。

(2) 改ざん 研究資料、機器及び研究過程を不正に変更する操作を行い、データ及び研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析、解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為。

(4) 不適切なオーサiership 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為。

(5) 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為。

(6) 研究費の不正使用 研究費の私的流用、不正受給、目的外使用をはじめとする、法令や研究費を分配した機関の規程及び本学の規程に違反する経費の使用。

(7) 本項に掲げる行為の有無を証明するための資料（追試又は再現のために不可欠なものを含む。）を破棄、隠匿、又は散逸させること。

(8) 別に規定する不正調査委員会の命令に従わず、又は同委員会の調査を妨害すること。

(9) 第11条の規定による通報をした者に対し、職務上の権限を利用して不利益を与えること。

(10) その他、法令や研究費を分配した機関の規程に違反する行為及び研究活動における公序良俗に反する行為。

3 この規程において「教職員」とは、常勤・非常勤の雇用形態を問わず、本学園に在籍する全ての者をいう。

### (責務)

第3条 本学は、不正行為の防止に責任をもって関わることを自覚し、次に掲げる責務を負う。

(1) 不正行為が起りにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る。

(2) 若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援助言を行う体制を整備するよう努める。

2 研究者は、次に掲げる責務を負う。

(1) ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わない。

(2) 研究者が共同研究を実施するときは、個々の研究者の役割を分担し、責任を明確にする。また、研究代表者は、共同研究における研究成果を適切に確認する。

(3) 研究成果の発表の日から10年間、当該研究成果にかかる研究データを保存する。また、故意に破棄したり、不適切な管理により紛失しないよう努める。

(4) 必要と認められる場合、保存した研究データの開示や再現実験の機会を確保する等、誠実に協力する。

3 教職員は本規程を遵守し、不正行為を行ってはならない。また、教職員は事務手続きにあたり、規程や手引き等を遵守し、不正行為の防止に努める。

### (責任と権限)

第4条 理事長は学校法人の代表者として、不正行為発生時の指揮監督及び最終責任を負う。

2 学長は研究活動の最高管理責任者として大学全体を統括し、研究活動の運営及び管理について最終責任を負う。

3 総務部長は統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、研究活動の運営及び管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

- 4 総務部長及び財務部長はコンプライアンス推進責任者として、研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。
- 5 学長が指名する研究倫理教育責任者は、研究倫理に関する知識を定着・更新させるための実質的な責任と権限を持つ。
- 6 最高管理責任者は、自らの職名に加え、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者の職名を公開するものとする。

(最高管理責任者の役割)

第5条 最高管理責任者は、この規程及び関連する規程等を周知するとともに、公的研究費の使用及び管理を適正に行うために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切な指導及び必要な予算・人員配置を行う。

(統括管理責任者の役割)

第6条 統括管理責任者は、この規程に基づき、本学全体の具体的な不正防止対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に定期的に報告する。

(コンプライアンス推進責任者の役割)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の役割を担う。

- (1)不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に定期的に報告する。
  - (2)不正防止を図るため、公的研究費の使用・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況の管理監督及び理解度の把握を行う。
  - (3)構成員が、適切に公的研究費の使用・管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、前項の役割の実効性を確保するため、管理監督範囲を区分し、それぞれに副責任者を任命して、区分ごとの日常的な管理監督を行わせ、その状況を定期的に報告させることができる。

(研究倫理教育責任者の役割)

第8条 研究倫理教育責任者は、最高管理責任者の指示の下、次の役割を担う。

- (1)研究者に対する研究倫理教育を定期的実施し、研究倫理の向上を図る。
- (2)学部学生及び大学院生に対して研究倫理に関する研究倫理教育を実施する。

(公的研究費の事務管理運営)

第9条 研究費執行の申請及び使用規定に関する相談の窓口を設置する。

- 2 研究費の経理事務手続きに関する機関内外からの相談の窓口を設置する。
- 3 本条第1項及び第2項の窓口は総務部及び財務部を充て、役割を明確に分担し、これを学内に周知させる。
- 4 総務部及び財務部は、研究費の使用規程及び事務取扱手続き等を研究者及び事務職員に対して分かりやすい形で周知する。
- 5 総務部及び財務部は、効率的かつ適正な予算執行管理を行うと共に、研究者に対して研究費の使用に関する助言を行う。

(不正防止への取組み)

第10条 研究費を適正に運営及び管理し、不正行為を発生させる要因を把握するために不正防止計画を策定する。

- 2 最高管理責任者は不正防止計画の策定及び実施に率先して対応し、進捗管理に努める。

(不正行為への対応)

第11条 学内外において不正行為を見つけた場合には、次に掲げるいずれかの通報窓口へ連絡する。

- (1)総務部長
  - (2)財務部長
- 2 通報を受けた窓口担当は、別に定める通報経路図に従い、理事長まで直ちに報告する。
- 3 本学の通報処理、調査業務に携わる者は、通報窓口へ寄せられた通報の通報者、被通報者、通報内容及び調査内容について、調査の結果公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。
- 4 本学及び教職員は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理

由に、通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

5 本学及び教職員は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみを理由に、被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

6 不正の調査及び処分に関することは「聖隷クリストファー大学における研究活動の不正調査に関する規程」にて別に定める。

(内部監査制度とモニタリング)

第12条 研究費の適正な運営及び不正行為防止のために内部監査を実施する。

2 教職員は最高管理責任者及び統括管理責任者の下、内外からの監査をいつでも受けることの出来る体制を構築するとともに、これに対する説明責任を果す。

3 監事は学内全体の研究活動運営体制をモニタリングし、必要に応じて運営体制について意見を述べる。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学部長会の意見を聞いて執行役員会が行う。

附則 この規程は2008年2月15日から施行する。

附則 2015年4月1日一部改定(定義、責務、責任と権限、最高管理責任者・統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者の役割)

附則 2016年4月1日一部改定(専門学校を追加)

附則 2021年9月24日一部改定(不正行為への対応)